

三郷市景観計画及び三郷市景観条例【概要版】

令和2年4月

1. 景観計画及び景観条例について

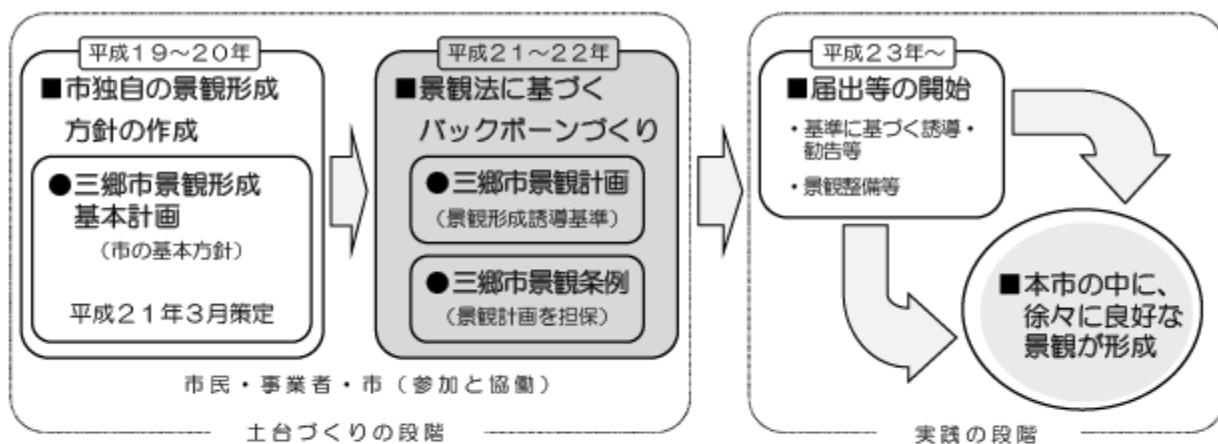
(1) 景観計画策定及び景観条例制定の背景

良好な景観形成は、自らの住居空間や商業・業務空間などの生活環境を向上させるとともに、都市の魅力を創出させ来訪者の増加を促し、地域の振興及び活性化に寄与することとなります。

本市は、平成19年6月1日より景観行政団体となり、良好な景観形成の実践に向けた「土台づくりの段階」に入っております。その土台づくりとして、まず景観形成基本計画を策定し、次に基づいて景観計画の策定と景観条例の制定を行います。そして「実践の段階」として、建築物等の届出等や良好な景観整備等をスタートさせ、その結果として、徐々に良好な景観が形成され、市民のなかに市への誇りと愛着が育まれるような取り組みを推進します。

次の図1に、その二つの段階の取り組みの流れを示します。

図1. 景観形成に関する取り組みの流れ



(2) 三郷市景観形成基本計画とは

景観形成基本計画は、本市の景観形成の将来像を示す「市の景観まちづくりの方針」です。そのため本計画は、本市の景観特性を活かすとともに、景観形成における課題への対応策など、良好な景観形成を推進するための基本的な考え方や方向づけを定めます。また、本計画は、景観計画の策定や景観条例の制定のための基礎となるものです。

(3) 三郷市景観計画とは

景観計画は、景観法に基づき景観行政団体が法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のことです、景観形成の方針や行為の制限に関する事項を定めることができます。

三郷市景観計画は、三郷市景観形成基本計画の方針に基づき、本市の景観特性を活かしたものになっています。

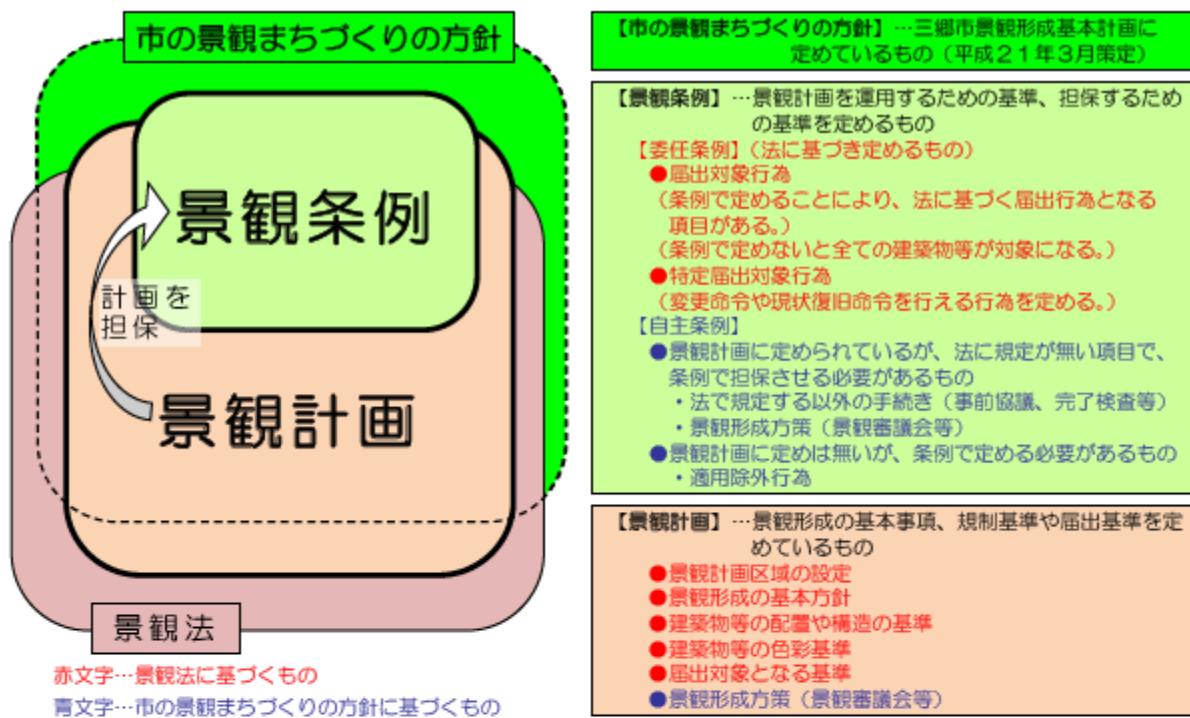
なお、三郷市景観計画は、三郷市景観条例の公布と同日（平成22年9月22日）に告示を行い、平成23年4月1日に施行しました。

(4) 三郷市景観条例とは

景観条例は、景観法に基づく景観計画の内容を担保させるために景観行政団体が定める委任及び自主条例です。

三郷市景観条例は、委任条例として景観計画の内容を担保させるとともに、自主条例として景観形成の推進方策等の履行担保や景観審議会の設置等を定めています。

図2. 景観計画と景観条例の関係図



2. 三郷市景観計画の概要

■ 景観計画の構成

本景観計画は、次の四つの事項について定めています。

■
設
目
的
的
の

第1章 景観計画の目的と位置づけ

- 景観法に基づいて景観形成基本計画を具体化するもので、景観形成の誘導等を行うために策定します。また、総合計画や関連計画、県及び国の位置づけを示します。

■
景
観
法
の
も
と
で
(事
項
を
記
載
し
て
い
る
事
項)

第2章 景観計画の区域（法第8条第2項第1号（※「法」は「景観法」を示す、以下同じ））

- 市全体を景観計画区域と定めます。

第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号）

- 将来の景観像として基本目標を定めます。
- 基本目標に基づいて、良好な景観の形成に関する方針として、自然・田園とまちとの係わりや、市街地全般、市民と事業者と市の協働及び推進方策による景観づくりを定めます。
- 市全体をゾーン等に区分して、それぞれの特性を踏まえた景観形成方針を定めます。

第4章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号）

- 届出の「対象地区」として景観計画区域と同区域内の重点地区を定めます。
- 景観計画区域と重点地区における「届出対象行為」を定めます。
- 行為の制限に関する事項として、景観計画区域と重点地区の「景観形成基準（色彩を含む）」を定めます。

第5章 景観形成の推進体制と届出等の手続きに関する事項

- 市の推進体制と国・県や景観審議会、景観アドバイザーの関係を定めます。
- 重点地区は、予め協議を行う場として重点地区景観協議会の設置を定めます。
- 事業者が行う「手続きに関する事項」を定めます。

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号）

- 景観重要建造物の指定の方針を定めます。
- 景観重要樹木の指定の方針を定めます。

■
景
観
法
の
も
と
で
(事
項
を
記
載
し
て
い
る
事
項)

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第5号）

- 屋外広告物の誘導等を景観形成基準と県条例において行うための方針と、必要に応じて検討を行う市独自の屋外広告物条例制定に関する方針を定めます。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準（法第8条第2項第5号）

- 河川、公園、道路、公共建築物等について、景観重要公共施設の位置づけと整備及び占用許可等の考え方を定めます。

■
事
に
市
項
定
が
め
独
る
自

第9章 景観形成の推進方策

- 公共事業景観ガイドラインの作成について、方針を定めます。
- 市民等による景観まちづくり活動について、支援策の検討方針を定めます。
- 市民等に対する景観まちづくりへの関心・意識高揚について、支援策の検討方針を定めます。
- 市の景観形成推進体制について、設置方針を定めます。

①景観計画の目的（景観計画第1章）

（1）目的

本市は、地域で育まれ、まちづくりで形成された良好な景観とともに、課題となる景観も有しております。また、近年、駅及び三郷インター周辺において新たな街の表情が創出されつつあります。三郷市景観計画は、三郷市景観形成基本計画を景観法に基づいて具体化するもので、三郷市景観条例の制定とともに良好な景観形成に向けた誘導等を行うために策定します。

（2）位置づけ

景観計画は、景観法及び景観条例に基づいた景観形成の指針として景観の誘導等を行うためのものです。本市の総合計画を踏まえ、主な関連計画及び埼玉県の景観アクションプランとの整合を図り策定します。

②景観計画の区域（景観計画第2章）

本市は、良好な景観形成を推進するため、市全域を景観計画区域とします。

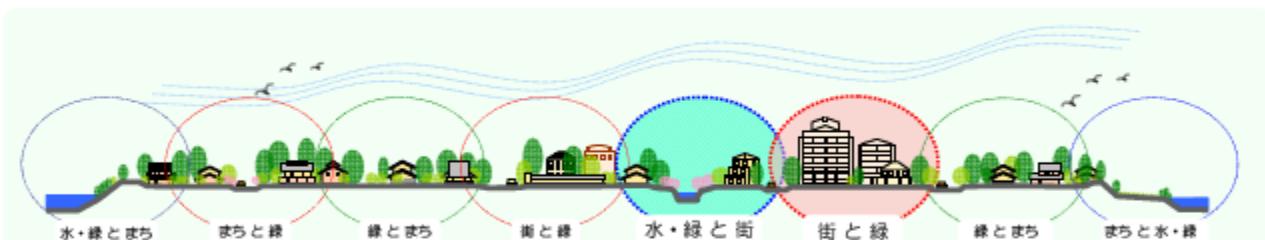
③景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 (景観計画第3章)

（1）基本目標

図3. 基本目標及び5つの基本方針



本市がめざす景観形成の目標像は、「水・緑を地域景観の礎とした「水・緑と街（まち）が調和する景観連鎖」です。この景観連鎖は、良好な景観が形成された一定の地域が、それぞれに係わりをもちながら市全体に連なり広がるさまを表し三郷市景観の特色となるものです。



(2) 市全体の景観形成方針

三郷市を景観の観点から次に示す三つの種別に区分して市全体の景観形成方針を定めます。一つ目は、今後の開発動向や土地利用から面的に区分した『景観ゾーン』です。二つ目は、河川・用水路と道路・鉄道の線的骨格を示す『景観軸』です。そして三つ目は、新たな街の顔づくりやレクリエーション景観の形成など、景観上重要となる点的な『景観拠点』です。それについて、その特性を踏まえて景観形成方針を次のとおり設定します。

図4. 景観ゾーン等の方針及び対象地区図

(1) 景観ゾーンの方針（面）

- ときめき景観ゾーン
 - 今後、商業施設や住居施設等により新たな市街地景観が創出される一定の区域を「ときめき景観ゾーン」とします。
 - 三郷市の新しい街の表情を創出するとともに、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。住まい空間においては、落ち書きと潤いのある景観形成を図ります。



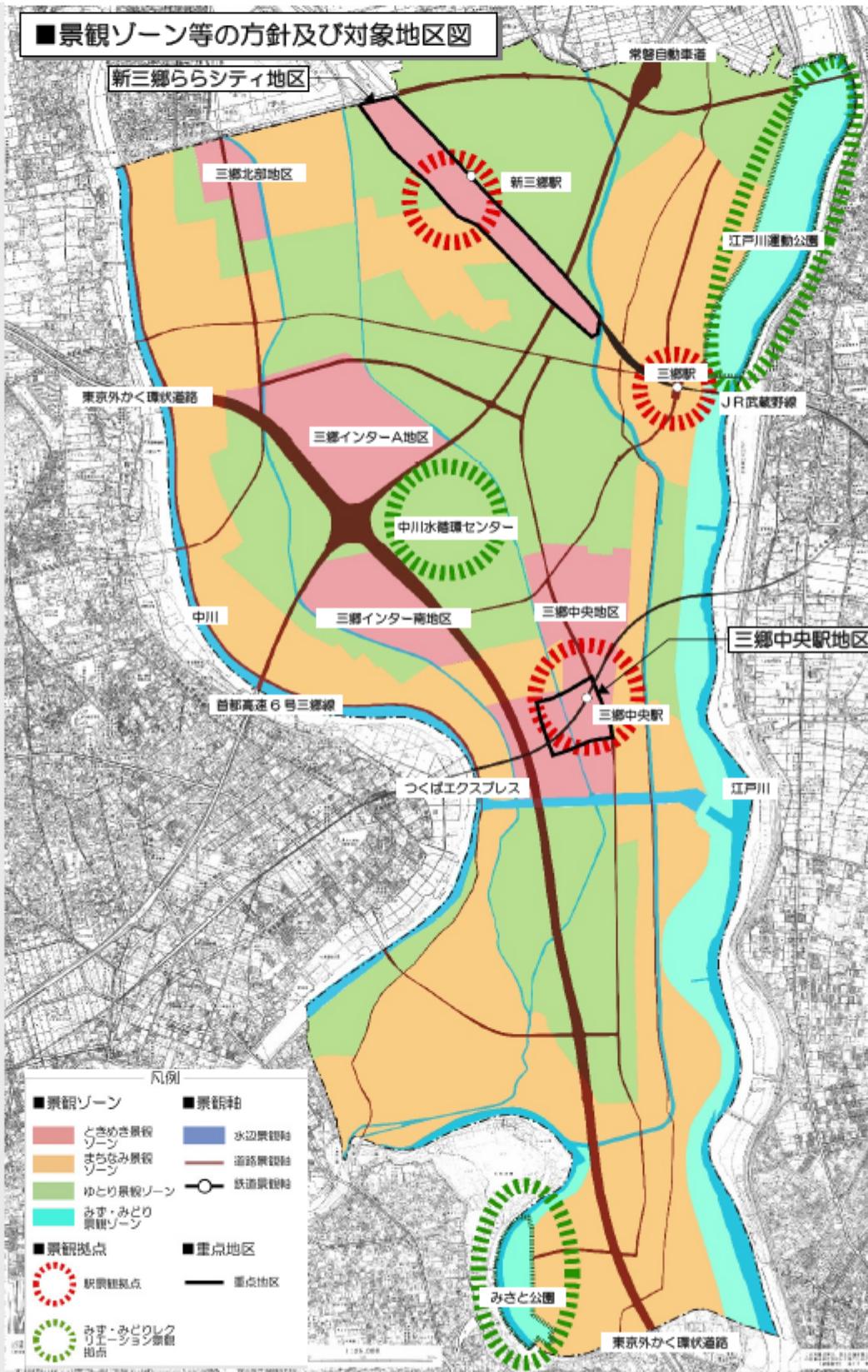
- まちなみ景観ゾーン
 - すでに、住居施設や商業施設、工業施設等により市街地として景観が形成されている一定の区域を「まちなみ景観ゾーン」とします。
 - 住居施設は、落ち書きと潤いのある景観形成を図ります。また、地域らしさを残すまち並みの育成を図ります。
 - 商業施設は、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。
 - 工業施設は、親しみと潤いのある景観形成を図ります。



- ゆとり景観ゾーン
 - 農地、または農地の一部に住居施設や工業施設等が点在している一定の区域を「ゆとり景観ゾーン」とします。
 - 都市のゆとりや潤い空間として、農地景観の維持と一部土地利用されている住居施設等との調和に配慮した景観形成を図ります。
 - 都市計画マスターplanに位置づけられる将来都市構造の産業立地ゾーンにおいては、その土地利用がされる周囲を緑化するなど、周辺環境の調和に配慮した景観形成を図ります。



- みず・みどり景観ゾーン
 - 水辺や緑のオープンスペースを有し、市民のスポーツや憩い等のレクリエーション景観の区域を「みず・みどり景観ゾーン」とします。
 - 水辺に親しみ、スポーツ、憩いの場として、水辺景観の維持と潤いのある景観形成に努めます。



(2) 景観軸の方針（線）

- 水辺景観軸
 - 市域の東西に位置する江戸川・中川と市内を縦横断する河川や用水路は、三郷市景観の線的骨格を示すもので「水辺景観軸」とします。
 - 身近な水辺として親しまれるとともに、水辺景観を保全し、育成し、良好な水辺の景観形成を図ります。



- 道路・鉄道
 - 市内の遠景として印象強い常磐自動車道や東京外かく環状道路等の高規格道路と、車や人の動線として市内をネットワークする主要道路、またJR武蔵野線とつくばエクスプレスを「道路・鉄道景観軸」とします。
 - まちなみ景観ゾーン及びゆとり景観ゾーンとの調和に配慮した大規模構造物の景観形成を図り、人にやさしい、緑を考慮した景観形成に努めます。
 - また、道路軸においてはパブリックデザイン（ストリートファニチヤー等のデザイン）に配慮した景観形成を図ります。



(3) 景観拠点の方針（点）

- 駅景観拠点
 - 都市の玄関口として、新たな街の顔づくりを行うべき点的な区域を「駅景観拠点」とします。
 - 駅を中心に、賑わいや憩いづくりに配慮した景観形成を図ります。



- みず・みどり景観拠点
 - 水辺や緑のオープンスペースを有し、市民のスポーツや憩い等のレクリエーション景観として重点を置く区域を「みず・みどりレクリエーション景観拠点」とします。
 - 水と緑の景観を保全し、ゆとりと潤いのある景観形成に努めます。



④ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観計画第4章)

(1) 対象地区(図4参照)

① 景観計画区域

市全域にわたり良好な景観形成を推進するため、本市の景観計画区域は市全域とします。行為の制限に関する事項は、市全体の景観形成方針に示す「ときめき景観ゾーン」、「駅景観拠点」など8地区に区分して定めています。

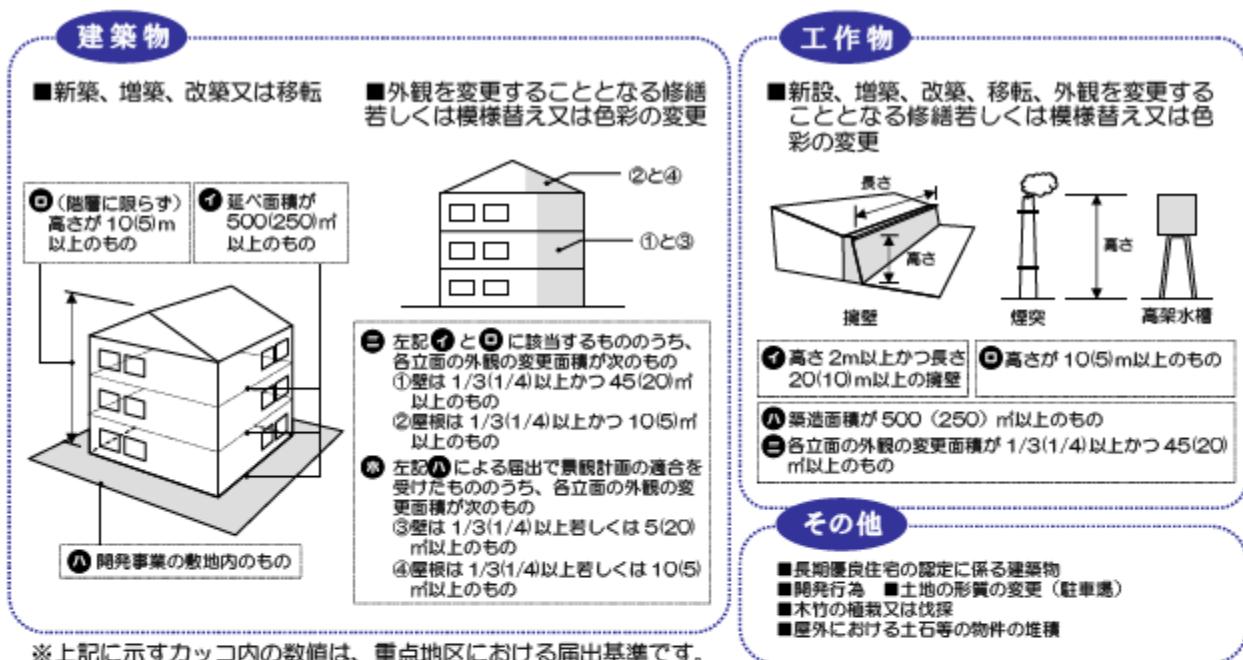
② 重点地区

重点地区は、景観計画区域の中で特に良好な景観形成を図る必要がある地区とします。景観形成基本計画で選定されている重点地区候補の中で、景観形成に係わる独自の計画等が策定されている「新三郷ららシティ地区」、「三郷中央駅地区」を重点地区として定めています。

(2) 届出対象行為

良好な景観形成に大きく影響を及ぼす一定規模以上の建築物等を建築する場合、届出が必要になります。また、重点地区では、特に良好な景観形成を推進する観点から、届出対象が拡大されます。

図5. 主な届出対象行為



*上記に示すカッコ内の数値は、重点地区における届出基準です。

(3) 行為の制限に関する事項(景観形成基準)

景観形成基準は、「建築物」、「工作物」、「開発行為」、「土地の形質の変更」、「木竹の植栽又は伐採」及び「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」の行為を対象とし、良好な景観形成の推進を目的として定めるものです。ただし、届出は一定規模以上の建築物等を対象として行います。

図6. 景観形成基準（モデル基準図）

▼住居系景観形成のモデル基準図（例示：まちなみ景観ゾーン）



▼商業系景観形成のモデル基準図（例示：駅景観拠点等）



▼屋外における物件の堆積等景観形成のモデル基準図

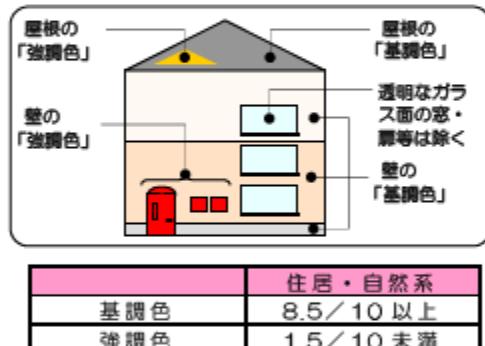


図7. 景観形成基準（色彩基準）

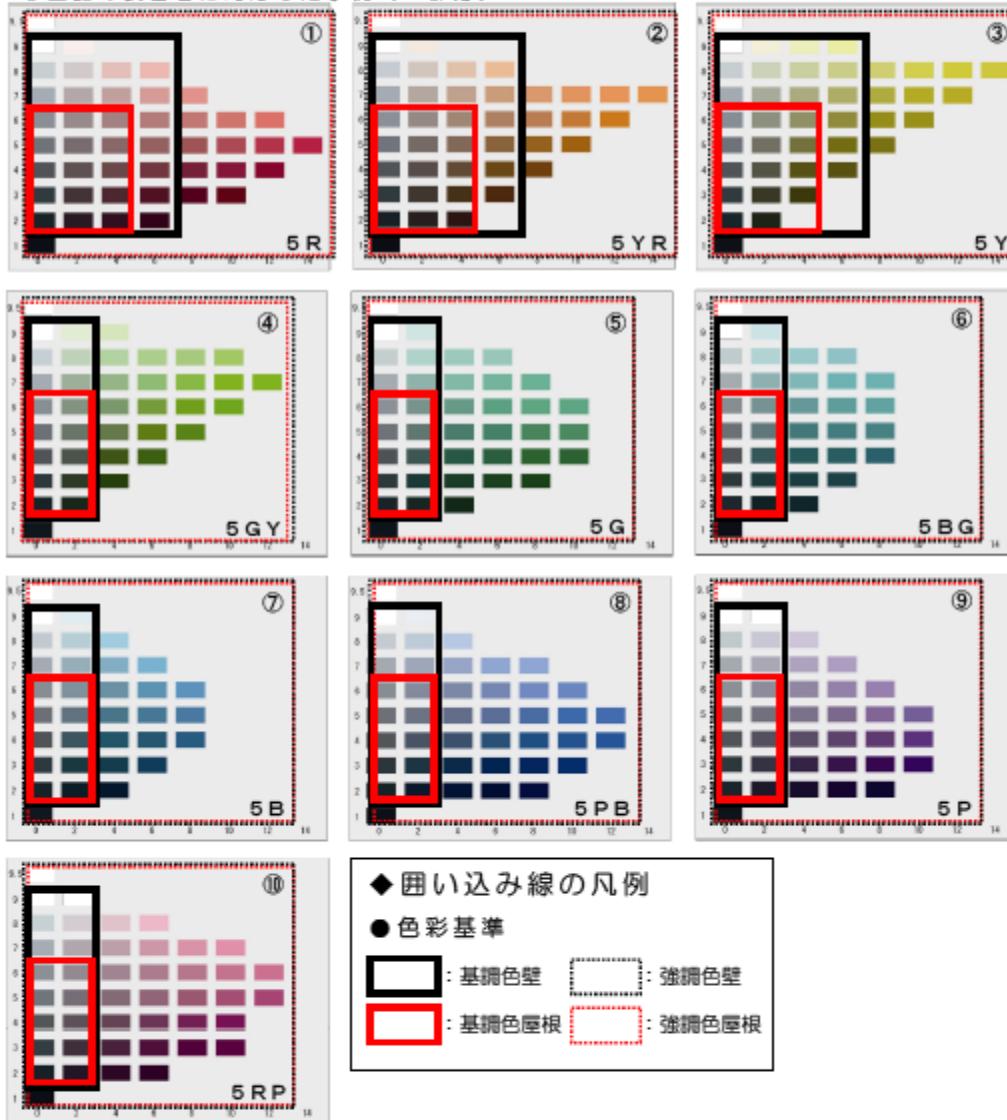
（例示）住居・自然系等が主となる地区の色彩基準の設定

■外壁及び屋根の基調色と強調色（使用可能な範囲）

色相	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
① R (赤)	外壁	2~9	6以下		
② YR (橙)	屋根	2~6	4以下		14以下
③ Y (黄)					
④ GY (黄緑)					
⑤ G (緑)	外壁	2~9	2以下		
⑥ BG (青緑)					
⑦ B (青)					
⑧ PB (青紫)					
⑨ P (紫)	屋根	2~6	2以下		
⑩ RP (赤紫)					
N (無彩色)	外壁	2~9	-		
	屋根	2~6			-



●上記の表番号に対応した事例（一部）



※色彩を定量的に表す基準としてマンセル表色系を使用し、色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。

例：5Y7/4（色相：5Y黄色、明度：7、彩度：4）

⑤景観形成の推進体制と届出等の手続きに関する事項

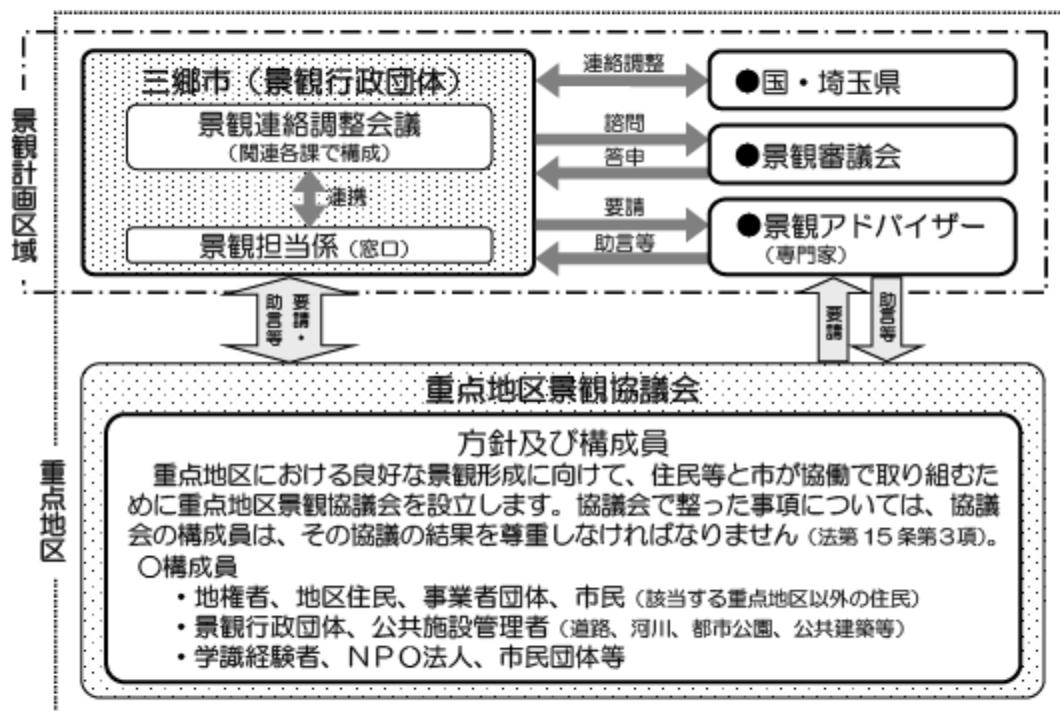
(景観計画第5章)

(1) 景観形成の推進体制

景観計画区域については、三郷市「景観担当係」を窓口とし、庁内の関連各課で構成した「景観連絡調整会議」と連携して取り組みます。また、国・埼玉県とは連絡調整、景観審議会とは諮問・答申、そして景観アドバイザーとは要請・助言等が行える体制を整えます。

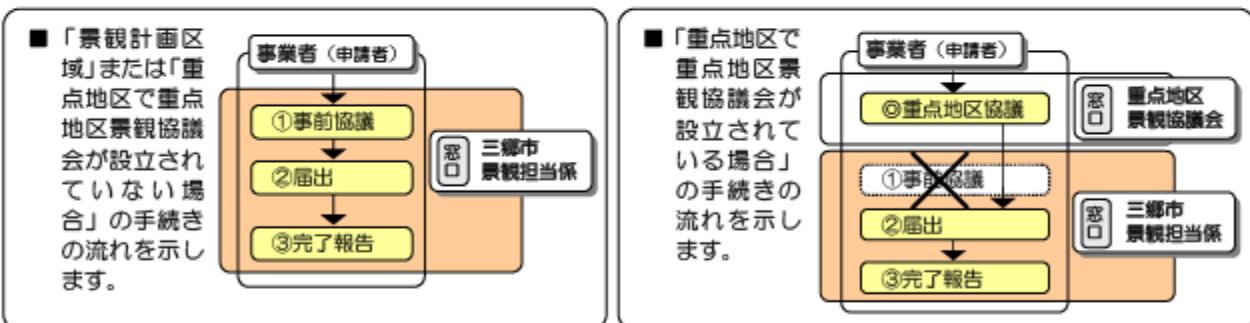
重点地区については、同地区の景観形成を同地区自ら推進していくため、下記に示す構成員による「重点地区景観協議会」を設立し、三郷市と連携して取り組みます。また、同協議会は三郷市及び景観アドバイザーより助言等を受けられるような体制を整えます。

図8. 推進体制



(2) 届出等の手続き

図9. 届出等の手続き概要



⑥景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観計画第6章)

(1) 景観重要建造物の指定の方針

道路、水辺やその他の公共の場所から容易にながめることができ、形態意匠が優れているなどの要件を有する建造物は、当該建造物の所有者より指定の同意を得て景観重要建造物に指定できるものとします。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

道路、水辺やその他の公共の場所から容易にながめることができ、樹種や樹形、規模等が優れ、ランドマークとなっているなどの要件を有する樹木は、当該樹木の所有者より指定の同意を得て景観重要樹木に指定できるものとします。

⑦屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (景観計画第7章)

屋外広告物については、すでに三郷市屋外広告物条例に基づき誘導等を行っていますが、建築物等に付帯する広告物は、建築物等と一緒に誘導することが望ましいと考えます。

そのため景観計画に則した三郷市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の面積、色彩、その他必要な基準を定め、屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する行為の制限を定めるものとします。

⑧景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準 (景観計画第8章)

(1) 景観重要公共施設の位置づけ

優れた景観の骨格を構成しているなどの要件を有する公共施設は、景観重要公共施設に位置づけることができるものとします。

(2) 景観重要公共施設の整備及び占用許可等に関する考え方

景観重要公共施設は、景観形成の目指すべき方向づけなどを定める景観指針に基づいて景観形成の整備及び占用許可等を行うこととし、その指針の詳細は公共施設景観ガイドラインで定めるものとします。

⑨景観形成の推進方策（景観計画第9章）

景観形成を推進するためには、行為の制限のほか、行政自らが推進すべきことや市民等の参加・協力を得るための方策が必要です。そのため長期的な視点に立って、次のような推進方策を行っていくものとします。

- 公共事業は、景観形成において先導的な役割を果たすことが重要です。公共事業の良好な景観整備を促進するためには誘導基準が有効となります。そのため、公共施設景観ガイドラインの作成を検討します。
- 市民等が良好な景観形成のために行うまちづくり活動は、景観形成の推進に寄与するとともに自らの参加・協力意識を高めるうえで重要となります。そのため、市民等が自主的に行う活動について、支援策をします。
- 市民等に対する景観まちづくりへの関心・意識高揚について、支援策を検討します。
- 景観形成推進体制として、市の景観担当係や連絡調整会議、第三者機関として、景観審議会の設置や景観アドバイザーの指定を行います。

3. 三郷市景観条例の概要

本条例は、前文、第1章から第5章及び附則で構成されます。

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 景観計画の手続等（第7条～第21条）

第3章 景観形成の推進方策（第22条～第25条）

第4章 審議会（第26条～第29条）

第5章 雜則（第30条）

附則

① 第1章 総則（第1条～第6条）

第1章は、自主条例で構成され、条例制定の目的、基本理念、用語の定義、市民等の役割について定めています。

これらは景観法に定められておりますが、地域特性に応じた市独自の景観形成を推進するため、本条例で市独自の考え方を定めることにしています。

② 第2章 景観計画の手続等（第7条～第21条）

第2章は、委任条例と、景観計画の内容を担保するための自主条例で構成され、景観計画と本条例との係わりや景観計画に基づく手続きの内容を担保するため定めています。

委任条例は、第10条から第13条の届出対象行為等（届出対象行為、届出を要しない行為、行為の届出に添付する図書、特定届出対象行為）に関すること、自主条例は、それ以外となります。

第2章で定める内容のうち、主なものを以下に示します。

（1）重点地区景観協議会の設置（第9条）

本市の特に良好な景観形成を図る地区である重点地区において、市民、事業者及び市との協働による景観づくりを推進する組織である「重点地区景観協議会」の設置について定めています。

（2）建築確認申請の制限（第17条）

建築物又は工作物の新築等は、景観計画に適合することが明確になった後（適合を示す書類の交付後）でなければ建築確認申請を行うことができません。

(3) 勧告又は命令に従わない者の氏名等の公表（第19条）

勧告又は命令を受けた者が、正当な理由がなく従わないときは、氏名、内容、場所等を公表することを定めています。

なお、建築物又は工作物の形態意匠（デザインや色彩）について勧告又は命令を行うことができますが、これ以外の行為（土地の形質の変更、物件の堆積等）は命令を行ふことができません。よって、公表の実施により命令を行えない行為にも一定の効果が得られます。

③ 第3章 景観形成の推進方策（第22条～第25条）

第3章は、自主条例で構成され、景観計画第9章「景観形成の推進方策」の内容を担保するため定めています。

この章で定める主なものとして、景観形成基準を実現するための助言、指導等を行う専門家として「景観アドバイザー」を指定することを定めています。（第25条）

④ 第4章 審議会（第26条～第29条）

第4章は、自主条例で構成され、景観計画第9章「景観形成の推進方策」に定める「景観審議会」について定めています。

景観審議会は、良好な景観の形成に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、客観的、専門的な立場から調査、審議していただく第三者機関となります。

調査、審議を行う主な内容は以下に示します。

（第27条）

- (1) 三郷市景観形成基本計画の変更
- (2) この条例の規定により意見を聞くこととされた事項
 - ・三郷市景観計画の変更（第7条第4項）
 - ・市民等による計画提案（第7条第5項）
 - ・勧告又は命令（第18条）
 - ・勧告又は命令に従わない者の氏名等の公表（第19条第2項）
 - ・勧告又は命令の適用除外（第20条）
- (3) その他市の景観行政にかかわること。

三郷市景観条例 一覧表

目次	条	項目	内容	委任条例		自主条例		条例により関連することになる法令等
				条例により景観計画の内容を担保するもの	条例により景観計画以外の内容を担保するもの	条例により景観計画の内容を担保するもの	条例により景観計画以外の内容を担保するもの	
前 文				×	×	×	×	×
第1章 鑑別	第 1 条	目的	条例制定の目的について	×	×	×	×	×
	第 2 条	基本理念	市民、事業者及び市が良好な景観形成を推進するための基本理念について	×	×	×	×	×
	第 3 条	定義	条例で使用する用語の意義について	×	×	×	×	×
	第 4 条	市民の役割	良好な景観形成の推進を担う市民の役割について	×	×	×	×	×
	第 5 条	事業者の役割	良好な景観形成の推進を担う事業者の役割について	×	×	×	×	×
	第 6 条	市の役割	良好な景観形成の推進を担う市の役割について	×	×	×	×	×
第2章 景観計画の手続等	第 7 条	景観計画	三郷市景観計画の意義等について	×	×	○	○	○ (法11,12)
	第 8 条	重点地区	重点地区の意義等について	×	×	○	×	×
	第 9 条	重点地区景観協議会	重点地区景観協議会の意義等について	×	×	○	×	×
	第10条	届出対象行為	景観法第16条第1項第4号の条例で定める行為について	○	×	×	×	×
	第11条	届出を要しない行為	景観法第16条第7項第1号の条例で定める行為について	○	×	×	×	×
	第12条	行為の届出に添付する図書	景観法施行規則第1条第2項第4号の条例で定める図書について	×	○	×	×	×
	第13条	特定届出対象行為	景観法第17条第1項に規定する条例で定める行為について	×	○	×	×	×
	第14条	事前協議	法定届出を行う前に事前協議を行うこと、及び適合確認書を交付することについて	×	×	○	×	×
	第15条	事前協議の効果	事前協議の内容が三郷市景観計画に適合しているときは、行為着手制限の期間を短縮することができるこ とについて	×	×	×	○	○ (法18)
	第16条	指導又は助言	事前協議又は法定届出の内容について、行為を行った者に対し指導又は助言を行うことについて	×	×	○	×	×
	第17条	適合通知書の交付等	法定届出の内容が三郷市景観計画に適合するとき適合通知書を交付することについて、及び適合確認書又 は適合通知書が交付される前に建築確認申請を行えないことについて	×	×	○	×	○ (建基法6)
	第18条	勧告又は命令	勧告又は命令を行うときは、三郷市景観審議会の意見を聞くことについて	×	×	×	○	×
	第19条	公表	勧告又は命令に従わない者の氏名等を公表することについて	×	×	×	○	×
	第20条	勧告又は命令の適用除外	埼玉県景観条例（旧条例）の適合を受けた建築物等は、外観を変更することとなる色彩の変更で正当な理 由によるものに限り、勧告又は命令の規定を適用しないことについて	×	×	×	○	○ (県旧景観条例13)
	第21条	完了検査等	完了検査の実施について	×	×	○	×	×
第3章 景観形成の推進方策	第22条	公共施設等における景観形成	公共施設等の設置者及び管理者は、景観に配慮した整備等に努め、良好な景観形成を推進するための先導 的な役割を果たさなければならないことについて	×	×	○	×	×
	第23条	景観まちづくり組織	市民及び事業者が、一定の地区における良好な景観形成を推進するための活動を自主的に行うことの目的 とした組織を、団体として認定することについて	×	×	○	×	×
	第24条	表彰	良好な景観形成に寄与している建築物等、良好な景観形成に関する活動又は貢献をしている者を表彰する ことについて	×	×	○	×	×
	第25条	景観アドバイザー	良好な景観形成に関する専門的知識を有する者を景観アドバイザーに指定することについて	×	×	○	×	×
第4章 審議会	第26条	審議会	良好な景観形成に関する重要事項について調査審議する第三者機関として、三郷市景観審議会を設置する ことについて	×	×	○	×	×
	第27条	審議会の審議事項	三郷市景観審議会で調査審議する事項について	×	×	○	○	○ (法100ほか)
	第28条	審議会の組織体制	三郷市景観審議会の組織体制について	×	×	×	○	×
	第29条	審議会の委員の任期	三郷市景観審議会の委員の任期について	×	×	×	○	×
第5章 鑑別	第30条	委任	条例の施行について必要な事項は、規則で定めることについて	×	×	×	×	×
附 則		施行期日	条例の施行日が平成23年4月1日であることについて	×	×	×	×	×